

特別養護老人ホーム談話館運営規程

社会福祉法人やまびこ
規 程 第 1 号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やまびこが設置経営する特別養護老人ホーム談話館（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設は、老人福祉法及び関係法令に基づき、入所者の心身の状況に対応した適切な待遇と必要な指導訓練を行い、健康で明るく生きがいのある生活を営むことができるよう入所者の待遇に万全を期するものとする。

(施設の名称)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 特別養護老人ホーム 談話館
- 2 所在地 茨城県石岡市部原字五本松784-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1)施設長 1名
施設長は、施設の業務を統括する。施設長に事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2)事務職員 2名
事務職員は、施設の庶務及び会計事務に従事する。
- (3)生活相談員 1名
生活相談員は、入所者の入退所、生活指導及び待遇の企画立案、実施に関する従事する。
- (4)看護職員 3名
看護職員は、医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。
- (5)介護職員 34名（非常勤含む）
介護職員は、入所者の日常生活の介護、指導及び援助業務に従事する。
- (6)機能訓練指導員 1名
機能訓練指導員は、入所者の機能回復に必要な訓練及び指導に従事する。
- (7)介護支援専門員 1名

介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の作成に従事する。

(8) 医師 2名(非常勤)

医師は、入所者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

(9) 栄養士 2名

栄養士は、給食管理、入所者の栄養指導に従事する。

(10) 調理員 (委託)

調理員は、栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

2 職員は常勤とする。ただし、医師及び職員の一部は非常勤とすることができます。

3 機能訓練指導員は、当該施設の他の職務と兼務することができます。

4 第1項に定めるもののほか必要がある場合は、定数を超える又はその他の職員を置くことができます。

5 職員ごとの事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(入所定員及びユニット)

第5条 施設の入所定員は70名とする。

2 施設のユニットの数は7とし、各ユニットの定員は10名とする。

(施設サービスの内容)

第6条 指定介護老人福祉施設サービス(以下「施設サービス」という。)の内容は次のとおりとする。

(1) 入浴

1週間に2回以上の入浴及び清拭を行う。

(2) 排泄

利用者の心身の状況に応じて、又利用者個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

また、おむつを使用せざるを得ない入所者については、適切に取り替えるものとする。

(3) 食事の提供

食事は栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、食事の時間は概ね次のとおりとする。

朝食 午前8時00分から

昼食 午後0時00分から

夕食 午後5時45分から

(4) 機能訓練

利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

(5) 健康保持

常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。

(6) 相談及び援助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行う。

(7)社会生活上の便宜の供与等

施設に教養娯楽設備を備え、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うとともに、家族との交流の機会を確保する。

(8)その他

離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

(施設サービス内容の説明等)

第7条 施設サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項を文書で説明し、利用者又はその家族の同意を得た上で利用契約を締結するものとする。

(施設サービス計画の作成・変更)

第8条 施設サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望を踏まえて施設サービス計画を作成する。

2 施設サービス計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。

3 利用者の記録は、サービスを提供した日から5年間保存する。

(利用料及びその他の費用の額)

第9条 施設サービスの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 前項の費用のほか、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

| | |
|----------------------|-----------|
| (1)特別な食事 | 実費 |
| (2)理美容代 | 実費 |
| (3)日常生活用品の購入代金 | 実費 |
| (4)クラブ活動費 | 材料代等の実費 |
| (5)複写物(コピー)の交付 | 1枚10円 |
| (6)ミニドライブ及び買い物等の送迎介助 | 1kmあたり20円 |
| (7)貴重品等の管理等 | 1か月2,500円 |
| (8)居住費 | 1日2,066円 |
| 但し、利用者負担第1段階の方 | 880円 |
| 第2段階の方 | 880円 |
| 第3段階①の方 | 1,370円 |
| 第3段階②の方 | 1,370円 |

| | |
|----------------|----------|
| (9) 食費 | 1日1,800円 |
| 但し、利用者負担第1段階の方 | 300円 |
| 第2段階の方 | 390円 |
| 第3段階①の方 | 650円 |
| 第3段階②の方 | 1,360円 |

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名捺印を受けることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 入所者は、次に掲げる事項を厳守するものとする。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をすること。
- (2) 火気の取扱に注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(利用者の入院期間中の取扱い)

第11条 利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であつて、入院後3ヶ月以内に退院することが見込まれるときは、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後も再び入所することができる。

(緊急時等における対応)

第12条 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関及び利用者の家族への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(非常災害対策)

第13条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第14条 提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

(損害賠償)

第15条 提供した施設サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理)

第16条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

また、施設内において感染症がまん延しないように必要な措置を講じることとする。

(秘密保持等)

第17条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第18条 施設は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止のための従事者に対する定期的な研修を実施（年2回以上）する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者（介護支援専門員）を置く。
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- (6) その他虐待防止のための必要な措置をとる。

2 施設は、サービス提供中に施設の職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1)採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2)継続研修 隨時

2 施設は、この事業を行うため、ケース記録、利用者の負担金、収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人やまびこと施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

4 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記録しなければならない。

附 則

この規程は、平成16年9月1日から施行する。
この規程は、平成17年1月1日から施行する。
この規程は、平成17年4月1日から施行する。
この規程は、平成17年10月1日から施行する。
この規程は、平成23年7月1日から施行する。
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
この規程は、平成28年8月1日から施行する。
この規程は、平成30年6月1日から施行する。
この規程は、令和元年10月1日から施行する。
この規程は、令和3年8月1日から施行する。
この規程は、令和4年4月1日から施行する。
この規程は、令和7年4月1日から施行する。
この規程は、令和7年10月1日から施行する。